デジタルサイネージコンソーシアム新体制図(案)

総会

１構成：特別会員、正会員（第２１条）
２権限:下記事項の承認（第２２条）
1)定款変更
2)理事の承認
3)解散
4)合併

理事会

１構成：理事５～20名（うち理事長１名）監事３名以内、非会員可（第１２条）
２選任：（第１３条）
1)理事および監事＝評議員の審議、前理事長の選任、総会承認
2)理事長、副理事長、専務理事および常務理事＝理事の互選
３権限：下記事項の議決（第３１条）
1) 総会付議事項
2) 総会議決事項の執行
3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
4) 事業報告及び収支決算
5) 会費の額
6) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
7) 事務局の組織及び運営

評議員会

１ 構成：（第３９条２項）
評議員３~１０名、非会員可
２ 選任：（第３９条３項）
理事会の議決、理事長の選任
３ 権限：（第４０条）
コンソーシアムの事業内容についての評価、
助言および提言

事務局

配信部会

指標部会

ロケーション部会

プロダクション部会

調査研究会